

利 用 上 の 注 意

本編は、平成 21 年 11 月 1 日現在で実施した「平成 21 年特定サービス産業実態調査」のうち、**新聞業**(日本標準産業分類小分類項目 413)及び、**出版業**(同 414)の調査結果について取りまとめたものである。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査として、特定サービス産業実態調査規則(昭和 49 年通商産業省令第 67 号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として掲載している。

3. 調査の期日

平成 21 年特定サービス産業実態調査は、平成 21 年 11 月 1 日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日までの 1 年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 21 年総務省告示第 175 号)に掲げる「大分類 H－情報通信業」、「大分類 K－金融・保険業」、「大分類 O－教育、学習支援業」及び「大分類 Q－サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成 21 年は、次に掲げる 28 業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(一部業種は企業)を対象に調査を行った。

平成 21 年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

(1) 継続調査業種(21 業種)

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391－ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392－情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 401－インターネット附隨サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411－映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類 412－音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業

11. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 11か月後に公表、確報を約 15か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

12. 統計表について

集計結果の統計表について、平成 21 年調査より標本抽出を導入したことにもない、事業従事者(又は常用雇用者)4 人以下の事業所を簡易票で調査を行う業種は、事業従事者数により集計事項が異なることから、集計結果の統計表については以下の構成とした。

・全規模の部

通常票、簡易票で調査している項目について集計する。

・事業従事者(又は常用雇用者)5 人以上の部

通常票で調査している項目について集計する。

13. 平成 20 年調査結果との比較について

平成 21 年調査において標本調査の導入及び、未回収事業所の推計を行ったことから、過去の特定サービス産業実態調査との単純比較はできない。

II 特定サービス産業実態調査の改正について

特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、平成 18 年調査から、サービス統計の整備・拡充を図るため、①調査対象名簿を業界団体等から総務省が実施した事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、②調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、③調査対象業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との連携を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類への統一を行った。

また、調査対象業種の拡充に伴う調査客体への負担増加、調査資源の配分問題に対応するため、平成 21 年調査から標本設計を導入した。

《調査内容の主な変更点》

(1) 調査対象事業所名簿の変更

調査対象事業所名簿については、平成 18 年調査から、これまでの業界団体等の名簿情報から事業所・企業統計調査の名簿情報に変更した(アクティビティベースから産業格付けベースに変更。)。

(2) 調査周期の変更(同一調査業種の毎年調査化)

調査業種については、平成 17 年まで毎年調査業種(情報サービス業、物品賃貸業)、3 年周期調査業種(ビジネス支援産業、娯楽関連産業、教養・生活関連産業)として実施していたが、変化の激しいサービス産業を的確に把握するため平成 18 年調査実施以降は毎年調査としている。

(3) 調査対象業種の業種分類レベルの統一

調査対象業種の業種分類レベルについては、平成 17 年までは日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類及び業務種類(アクティビティ)レベルで選定してきたが、調査結果の他の統計調査結果との利活用などを容易にするため、日本標準産業分類小分類(3 枝分類)に統一した。

(4) 標本調査の導入

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、母集団数が 1,000 以上の業種について、標本調査を行った(母集団数が 1,000 に満たない業種については、全数調査)。

III. 新聞業、出版業について

1. 調査対象の範囲

(1) **新聞業の調査対象**は、一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 新聞の印刷のみを行う企業。
- ② 購読料、販売価格をもうけず配布は無料で行い、広告料を収入源とする広告新聞の発行を主として行う企業
- ③ 企画・編集のみを行い発行業務を行わない企業
- ④ 記事の取材、執筆などニュースの供給のみを行う企業
- ⑤ 新聞の小売り(販売)のみを行う企業

(2) **出版業の調査対象**は、主として書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 配布は無料で行い、広告料を収入源とするパンフレットなどの発行を、主として行う企業
- ② 会員など特定の者を対象とした出版物の発行のみを行う企業
- ③ 主として印刷又は製本のみを行う企業
- ④ 書籍、雑誌の取次又は小売(販売)のみを行う企業

2. 統計表の事項の説明

(1) **企業数**は、調査結果(平成 21 年 11 月 1 日現在)の母集団数である。

(2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「会社」、前記以外のものは「会社以外の法人・団体」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「個人経営」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。

(3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 21 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **企業の事業形態**の区分は、以下のとおり。

〈新聞業〉

- ①「**一般紙(全国紙)**」は、一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ②「**一般紙(地方紙)**」は、一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ③「**スポーツ紙**」は、スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ④「**専門・業界紙**」は、専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑤「**その他**」は、その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。

〈出版業〉

- ①「**総合出版社**」は、総合的な書籍の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ②「**人文社会科学書出版社**」は、人文社会科学書の企画・編集から発行までを行う企が該当する。
- ③「**自然科学書出版社**」は、自然科学書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ④「**文学・芸術書出版社**」は、文学・芸術書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑤「**情報・教育系出版社**」は、情報・教育系の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑥「**実用書出版社**」は、実用書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑦「**児童書出版社**」は、児童書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑧「**その他**」は、その他の書籍の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。

(9) **発行種類**等は、以下のとおり。

〈新聞業〉

新聞発行種類の区分は、以下のとおり。

- ① 「**一般紙**」とは、一般時事に関する報道、評論を行う新聞である。配布エリアによって以下の区分に分ける。
 - ア 「**全国紙**」とは、主に全国的主要都市に発行所を持ち、全国を配布エリアとする一般紙。
 - イ 「**地方紙(ブロック紙を含む)**」とは、ブロック紙、県紙、ローカル紙など主に地方に発行所を持ち特定地方を配布エリアとする一般紙。
- ② 「**スポーツ紙**」とは、スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞である。
- ③ 「**専門・業界紙**」とは、特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、競馬、プロレスなど特定のスポーツ)である。
- ④ 「**その他**」とは、英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など上記以外の新聞である。

〈出版業〉

「**書籍**」の新刊発行点数及び発行部数における種類区分は以下のとおり。

- ① 「**人文科学書**」とは、総記(総記、百科事典、年鑑雑誌、情報科学など)、哲学・心理学・宗教(哲学、心理学、倫理学、宗教、仏教、キリスト教など)、歴史・地理(歴史総記、日本歴史、外国歴史、伝記、地理、旅行など)に分類される書籍である。
- ② 「**社会科学書**」とは、政治、時局、外事、法律、経済、財政、統計、経営、商業、交通・通信、社会、労働、教育、民族、風習、軍事などに分類される書籍である。
- ③ 「**自然科学書**」とは、数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、医学、薬学、工学・工業、農・水産・林・畜業などに分類される書籍である。
- ④ 「**語学・文学書**」とは、語学(日本語、外国語(英語、ドイツ語など))、文学(日本文学詩歌、日本文学小説、外国文学小説など)に分類される書籍である。
- ⑤ 「**芸術・生活書**」とは、芸術(絵画、彫刻、写真、工芸など)、生活(スポーツ、娯楽、家事など)に分類される書籍である。
- ⑥ 「**学習・参考書**」とは、小・中学生、高校生などを対象とした学習・参考書に分類される書籍である。
- ⑦ 「**児童書**」とは、絵本などの児童向けに分類される書籍である。
- ⑧ 「**コミック本**」とは、コミック、劇画などのマンガ本に分類される書籍である。
- ⑨ 「**その他**」とは、上記以外の書籍である。

「**雑誌**」の新刊発行点数及び発行部数における種類区分は以下のとおり。

- ① 「**総合誌**」とは、総合月刊誌、総合週刊誌、写真週刊誌などに分類される雑誌である。
- ② 「**人文科学誌**」とは、哲学、心理、宗教、歴史、地理などに分類される雑誌である。
- ③ 「**社会科学誌**」とは、政治、時局、外事、法律、経済、財政、統計、経営、商業、交通・通信、社会、労働、教育、民族、風習、軍事などに分類される雑誌である。
- ④ 「**自然科学誌**」とは、数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、医学、薬学、工学・工業、農・水産・林・畜業などに分類される雑誌である。
- ⑤ 「**生活・趣味・スポーツ誌**」とは、健康誌、マタニティ・育児誌、住宅誌、趣味・教養誌、娯楽誌、スポーツ誌、旅行・レジャー誌、アウトドア誌、生活情報誌、料理雑誌、TV・FM情報誌、映画・音楽情報誌、タウン誌などに分類される雑誌である。
- ⑥ 「**児童誌**」とは、児童誌、学年誌などに分類される雑誌である。
- ⑦ 「**コミック誌**」とは、少年コミック誌、少女コミック誌、男性向けコミック誌、女性ヤングアダルトコミック誌、ミセス向け

- ③「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産などの購入費用。
- ④「無形固定資産」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。

3. 記号及び注記

- (1) この調査結果の概況及び統計表に使用している記号は以下のとおりである。
- ①「-」は該当数値なし、「0」は単位未満であることを表している。
- ②概況の「…」は、事業従事者4人以下の事業所(常用雇用者4人以下の企業)で調査していない項目を表している。
- ③統計表の「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。
- ④「不詳」は、欠測値の補完の際に、経営組織別、資本金額別、従業者規模別などの区分の格付情報が特定できない場合に区分している。
- ⑤「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の企業に関する数値であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。
- (2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

IV. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「**経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成21年特定サービス産業実態調査報告書 新聞業、出版業編**」による旨を明記してください。

2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。